カヌーのまち嶺北推進協議会早明浦ダム湖面利用規則

（目的）

第1条カヌーのまち嶺北（本山町･土佐町）推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、早明浦ダム湖面の有効利用及び環境保全並びに安全利用等を推進するにあたり、さめうら湖協議会において策定されたさめうら湖利用計画に基づき、カヌーのまち嶺北推進協議会早明浦ダム湖面利用規則（以下「利用規則」という。）を以下のとおり定める。

よって、推進協議会の構成員並びに推進協議会が実施する事業に参加する者は、早明浦ダム湖の利用に関してこの利用規則を遵守しなければならない。

（ 基 本 方 針 ）

第 ２ 条 早 明 浦 ダ ム 湖 進 入 路等 を 使 用 し 、 早 明 浦 ダ ム 湖 面 を 利 用 す る 場 合 （ 以 下 「 湖 面 利 用 」 と い う 。 ） の 基 本 方 針 を 以 下 の と お り 定 め る 。

（１）ダム機能保全

湖面利用によりダムの運用に支障をきたすこと、管理設備や湖岸に損傷を与えること、または構造物の設置により貯水池容量の減少や疎通能力の阻害など本来ダムが持つべき機能を低下させることがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

（２）環境保全

湖面利用により、貯水池水質、景観の阻害及び利用にあたって排出した廃棄物等の発生などダム湖及 び周辺の環境悪化を招かないよう必要な措置を講ずるものとする。

（３）安全利用

湖面利用により、考え得るすべての事故防止に必要な措置を講じるほか、不慮の事故等に備え損害保険に加入するよう指導するものとする。

（４）地域貢献

早明浦ダム湖面周辺地域及び吉野川流域との交流を促進し、地域貢献活動を通して公益の増進に寄与する活動を行う。

（湖面利用者および船舶の範囲と登録）

第３条 湖面利用者及び利用船舶について、以下のとおりとする。 なお、この対象範囲は、船舶等により湖面を利用する者または船舶であり、船舶及びその所有者並びに同船者も対象となるが、さめうら湖協議会が認める者および船舶、並びに、湖岸からの利用については 適用されない。

1. 湖面利用者の範囲

推進協議会における湖面利用者の範囲は、推進協議会の認める個人及び団体のほか、推進協議会が実施する事業に参加する者とする。湖面利用時は、推進協議会が指定するナンバープレートを着用すること。

1. 湖面利用船舶の範囲

推進協議会が認める湖面利用者が利用する船舶については、以下のとおりとする。ただし、①を除く船舶については、特定非営利法人さめうらプロジェクトに登録したものでなければならない。

①カヌー等手漕ボート ②エンジン付きボート（ﾊﾞｯﾃﾘｰ駆動含む）

③水上バイク類 ④①～③以外で推進協議会が必要と認めた船舶

（湖面利用時間）

第４条 湖面利用とは、門扉から湖面への進入路利用を含むこととし、湖面利用時間帯（門扉の開閉時刻） は原則として以下のとおりとする。

(1)３月１日から４月３０日まで 午前６時３０分から午後６時００分まで

(2)５月１日から９月３０日まで　　午前６時００分から午後６時３０分まで

(3)１０月１日から２月２８日まで 午前７時００分から午後５時３０分まで

（湖面利用規制）

第５条 出水時の湖面利用は危険であるため、早明浦ダム流入量が原則２００ｍ３／ｓ以上の時は、利用を 禁止する。

なお、早明浦ダム河川情報については、以下に示す方法で入手可能である。

|  |  |
| --- | --- |
| 電話応答（自動） | ０８８３－７２－５７１１ |
| インターネットHP | <http://cn05.awaikeda.net/~ike-sou/> |
| 携帯電話専用HP | <http://cn05.awaikeda.net/~ike-sou/imode/index.html> |

２　土佐町、本山町、大川村のいずれかに大雨・洪水・暴風の各警報及び強風注意報が発令されている時は、第３条（２）に定める①の船舶の湖面利用を禁止する。

（遊泳とキャンプの禁止）

第６条 原則として、遊泳及び河川区域内でのキャンプを禁止する。

（ ダ ム 湖 進 入 路 の 利 用 ）

第 ７ 条 利 用 可 能 な ダ ム 湖 進 入 路 は 、 原 則 と し て 別 図 １ に 示 す 土 佐 町 ス ロ ー プ 又はさめうら荘下の階段を 利 用 す る こ と と す る 。 そ の 利 用 方 法 は 以 下 の と お り と す る 。

推進協議会

（ １ ） 第３条において認められた湖面利用者に対し、推進協議会の会長が門扉の解錠方法を通知することとする。

　　なお、第３条に定める湖面利用者以外の者にこの解錠方法を教えてはならない。

（２）ダ ム 湖 進 入 路 の 門扉は、開閉の都度、施錠しなければならない。進入してからボート揚降の間に開け放しておくことのないよう注意する。

２　特別の事情により大川村進入路を 利 用 し た い 場 合 は 、 事 前 に 推進協議会 に 利 用 方 法 等 を届出て、 推進協議会の 会長 及 び 大 川 村 役 場 の 承 認 を 得 な け れ ば な ら ない。

（ 湖 面 利 用 禁止区域 ）

第 ８ 条 河川管理施設の操作等に支障となること、また、危険防止の観点から、原則としてダム堰堤から網場の範囲を通航禁止区域とする。

２　事故防止、利用者間のトラブルを未然に防ぐ観点から、利用種別に応じて別図１のとおり利用エリアを定める。

３　各使用エリア内であっても弱者に対する配慮を行うものとする。

（ 車 輌 等 の 駐 車 ）

第９条 別図２に示す範囲内での車輌等の駐車を禁止する。

（ 航 行 速 度 規 制 と 併 走 の 禁 止 ）

第 １０条 航 行 速 度 に つ い て は 、別 図 １ に 定 め る と お り と す る 。特 に 、出航、帰着のため進入路に 近づく船舶等を見かけた場合は、航行速度を減速しこれに協力することとする。

２ 航行中の動力船同士の併走を禁止する。

（安全対策）

第１１条 湖面利用時は、ライフジャケット類を着用することとする。ただし非動力船において、公益社団法人日本カヌー連盟（以下「連盟」という。）が公認する指導者及び連盟認定の賛助会員A以上の有資格者でかつ19歳以上の者については、ライフジャケットの着用を免除する。

２　上記免除に当たっては、原則として湖面利用は複数で行うこととするが、単独の場合は、浮力体を携帯すること。

（ 環 境 保 護 及 び 水 質 保 護 ）

第１２条 水上での給油等水質に悪影響を与える可能性のある行為を禁止する。なお、事故処理に関わる 費用については河川法６７条により、原因者負担とする。

２ ゴミの持ち帰りを徹底する。

（ 迷 惑 行 為 の 禁 止 ）

第１３条 貯水池周辺集落の居住環境の保全に配慮し、貯水池並びにその周辺での騒音等迷惑行為を禁止 する。

（ 事 故 等 へ の 対 応 ）

第１４条 湖面利用において発生したすべての事故については自己責任とする。万一事故が発生した場合、 河川法、海上衝突予防法、水難救助法、及び高知県条例等を準拠し処理することとする。

２ 貯水池周辺において各種事故が発生・発見した場合は速やかに別紙－１のとおり連絡することとする。

（大会及びイベント等の開催）

第１５条 大会等の開催により湖面を使用したい場合は、様式１にて推進協議会に届出し、会長の了解を得た後、事務局がダム管理者ほか関係機関に必要な申請及び連絡等を行うこととする。

２ 大会等開催時には、他の湖面利用者や一般通行者等に配慮し、看板の設置やホームページ等を活用するなど、周知のために必要な処置を講ずることとする。

３　大会等開催時には利用規則の周知徹底を図り、早明浦ダム湖面利用規則で定める「早明浦ダム湖面における大会等開催マニュアル」に添って安全に留意し行うこととする。

４ 大会等終了後には清掃するよう心掛けることとする。

（ 取 材 の 調 整 ）

第 １６条　ダム管理者が承認する公益的団体における取材以外の場合は、様式２にて推進協議会に届出し、会長の了解を得た後、事務局がダム管理者ほか関係機関に必要な申請及び調整等を行うこととする。

２ 取材に関わる人及び船舶は、原則として登録しなければならない。

３ 取材者は、利用規則並びに関係法令を遵守しなければならない。

４ ここに定めのない事項についてダム管理者から指示があった場合は、取材者はこれを遵守しなければ ならない。

（規則の遵守及び罰則）

第１７条 以上の規則に従い、安全快適な湖面利用を心掛けることとする。また、この規則に定めるもののほか、必要な事項については、推進協議会の会長がさめうら湖協議会の承認を得た上で別に定めることができることとする。

附 則

この規則は、平成２９年１２月１日から適用する。